

## 特別管理産業廃棄物一覧表

産業廃棄物の種類	施設	基準 (・の数値は、検液1ℓに含まれる物質量の基準値(mg)で、これを超えるものが特別管理産業廃棄物となる)
廃油 令第2条の4第1号		○産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸 令第2条の4第2号		○pHが2.0以下のもの
廃アルカリ 令第2条の4第3号		○pHが12.5以上のもの
感染性産業廃棄物 令第2条の4第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所</li> <li>・衛生検査所</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・助産所</li> <li>・動物の診療施設</li> <li>・国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）</li> <li>・大学及びその附属試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）</li> <li>・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）</li> </ul>	○感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物）であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、又は第2条第7号若しくは第13号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたもの）
廃PCB等 令第2条の4第5号イ		○廃PCB及び廃PCBを含む廃油
PCB汚染物 令第2条の4第5号ロ		<ul style="list-style-type: none"> <li>○汚泥（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが染み込んだもの</li> <li>○紙くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが塗布され、又は染み込んだもの</li> <li>○木くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが染み込んだもの</li> <li>○繊維くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが染み込んだもの</li> <li>○廃プラスチック類（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの</li> <li>○金属くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの</li> <li>○陶磁器くず（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが付着したもの</li> <li>○がれき類（事業活動等発生物に限る）のうち、PCBが付着したもの</li> </ul>
PCB処理物 令第2条の4第5号ハ		<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの</li> <li>廃油の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・0.5（試料1kg中の値）</li> </ul> </li> <li>廃酸又は廃アルカリの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・0.03（試料1ℓ中の値）</li> </ul> </li> <li>廃プラスチック類又は金属くずの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCBが付着している又は封入されていること</li> </ul> </li> <li>陶磁器くずの場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCBが付着していること</li> </ul> </li> <li>上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・0.003</li> </ul> </li> </ul>

産業廃棄物の種類	施設	基準																																										
廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。） 令第2条の4第5号ニ	①・水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設 ・水銀使用製品の製造の用に供する施設 ・灯台の回転装置が備え付けられた施設 ・水銀を媒体とする測定装置（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する装置 ・国又は地方公共団体の試験研究機関 ・大学及びその附属試験研究機関 ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 ・農業、水産又は興業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 ・保健所 ・検疫所 ・動物検疫所 ・植物防疫所・家畜保健衛生所 ・検疫業に属する施設 ・商品検査業に属する施設 ・臨床検査業に属する施設 ・犯罪鑑識施設 ②・廃棄物処理施設等	・①の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物になったものに封入されていた廃水銀等を除く） ・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物になったものから②で回収した廃水銀																																										
処分するために処理したもの		水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであるもの以外のもの																																										
鉱さい 令第2条の4第5号ホ		<table border="0"> <tr> <td>・アルキル水銀化合物</td> <td>検出</td> </tr> <tr> <td>・水銀又はその化合物</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>・カドミウム又はその化合物</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>・鉛又はその化合物</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>・六価クロム化合物</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>・ヒ素又はその化合物</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>・セレン又はその化合物</td> <td>0.3</td> </tr> </table> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>・アルキル水銀化合物</td> <td>検出</td> </tr> <tr> <td>・水銀又はその化合物</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>・カドミウム又はその化合物</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>・鉛又はその化合物</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>・六価クロム化合物</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>・ヒ素又はその化合物</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>・セレン又はその化合物</td> <td>1</td> </tr> </table> <hr/> <table border="0"> <tr> <td>・アルキル水銀化合物</td> <td>検出</td> </tr> <tr> <td>・水銀又はその化合物</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>・カドミウム又はその化合物</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>・鉛又はその化合物</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>・六価クロム化合物</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>・ヒ素又はその化合物</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>・セレン又はその化合物</td> <td>0.3</td> </tr> </table>	・アルキル水銀化合物	検出	・水銀又はその化合物	0.005	・カドミウム又はその化合物	0.3	・鉛又はその化合物	0.3	・六価クロム化合物	1.5	・ヒ素又はその化合物	0.3	・セレン又はその化合物	0.3	・アルキル水銀化合物	検出	・水銀又はその化合物	0.05	・カドミウム又はその化合物	1	・鉛又はその化合物	1	・六価クロム化合物	5	・ヒ素又はその化合物	1	・セレン又はその化合物	1	・アルキル水銀化合物	検出	・水銀又はその化合物	0.005	・カドミウム又はその化合物	0.3	・鉛又はその化合物	0.3	・六価クロム化合物	1.5	・ヒ素又はその化合物	0.3	・セレン又はその化合物	0.3
・アルキル水銀化合物	検出																																											
・水銀又はその化合物	0.005																																											
・カドミウム又はその化合物	0.3																																											
・鉛又はその化合物	0.3																																											
・六価クロム化合物	1.5																																											
・ヒ素又はその化合物	0.3																																											
・セレン又はその化合物	0.3																																											
・アルキル水銀化合物	検出																																											
・水銀又はその化合物	0.05																																											
・カドミウム又はその化合物	1																																											
・鉛又はその化合物	1																																											
・六価クロム化合物	5																																											
・ヒ素又はその化合物	1																																											
・セレン又はその化合物	1																																											
・アルキル水銀化合物	検出																																											
・水銀又はその化合物	0.005																																											
・カドミウム又はその化合物	0.3																																											
・鉛又はその化合物	0.3																																											
・六価クロム化合物	1.5																																											
・ヒ素又はその化合物	0.3																																											
・セレン又はその化合物	0.3																																											
処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリの場合）																																												
処分するために処理したもの（廃酸又は廃アルカリ以外の場合）																																												

産業廃棄物の種類	施設	基準
廃石綿等 令第2条の4第5号へ 飛散するおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿建材除去事業                (建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○吹き付け石綿</li> <li>○建築材料であって石綿を含む次のもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿保温材</li> <li>・けいそう土保温材</li> <li>・パーライト保温材</li> <li>・接触、気流、振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材</li> </ul> </li> <li>○石綿建材除去事業用具類</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定粉じん発生施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定粉じん発生施設で集じん施設により集められたもの</li> <li>○特定粉じん施設で使用された用具類</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入されたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集じん施設により集められた石綿（輸入されたものに限る）</li> <li>○廃棄された防じんマスク等石綿が付着しているおそれのある用具、器具（輸入されたものに限る）</li> </ul>
ばいじん、燃え殻 令第2条の4第5号ト〜ワ	「特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（ばいじん、燃え殻）」 <a href="#">こちらをご覧ください</a> (PDF)	
廃油 令第2条の4第5号カ〜ウ	「特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（廃油）」 <a href="#">こちらをご覧ください</a> (PDF)	
汚泥、廃酸、廃アルカリ 令第2条の4第5号キ〜ン	「特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（汚泥、廃酸、廃アルカリ）」 <a href="#">こちらをご覧ください</a> (PDF)	
ばいじん 令第2条の4第6号	輸入された廃棄物の焼却施設（処理能力が20kg/h以上又は火格子面積が2㎡以上の焼却施設に限る）において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの及び当該ばいじんを処分するために処理したものの処理施設	ダイオキシソ類 3ng-TEQ/g
ばいじん、燃え殻 令第2条の4第7号 (ダイオキシソ類)	政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん又は燃え殻及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものの処理施設	ダイオキシソ類 3ng-TEQ/g
	処分するために処理したもの	ダイオキシソ類 3ng-TEQ/g
汚泥 令第2条の4第8号 (ダイオキシソ類)	政令別表第3の14の項に掲げる施設において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥及び当該汚泥を処分するために処理したものの処理施設	ダイオキシソ類 3ng-TEQ/g
	処分するために処理したもの	ダイオキシソ類 3ng-TEQ/g
ばいじん 令第2条の4第9号 (輸入された廃棄物であるものに限る)		集じん施設により集められたもの
燃え殻 令第2条の4第10号 (ダイオキシソ類) (輸入された廃棄物であるものに限る)		ダイオキシソ類 3ng-TEQ/g

汚泥 令第2条の4第11号 (ダイオキシン類) (輸入された廃棄物である ものに限る)		ダイオキシン類	3ng-TEQ/g
---	--	---------	-----------

- 注) 1. 指定下水汚泥は発生例がないため省略  
2. 令第2条の4第5号に掲げる廃棄物を特定有害産業廃棄物という。